

あり方検討委員会 最終報告

令和7年12月

あり方検討委員会

議会のあり方検討委員会では、令和5年6月12日に第1回の会議を開催以来53回にわたり会議を開催し、議会の組織、運営等に関する「1. 政策形成の整備」「2. 定数・報酬等のあり方」「3. その他議会改革に付随する課題」の項目について委員8名の構成で調査・研究しながら検討を重ねてまいりました。

まず、「1. 政策形成の整備」「3. その他議会改革に付随する課題」の項目について令和6年9月末まで計23回の検討・議員協議会等で報告を行ってまいりました。また、「2. 定数と報酬のあり方」のうち、「議員定数」について、裾野市の将来を見据え、裾野市議会が、二代表制のもと地方自治の一翼を担う存在として市民福祉の向上と市政の発展の役割を果たすために適切な議員数を様々な角度から検討しました。519人の市民の皆様アンケートにご協力いただき、その結果を踏まえながら、これまで30回にわたり調査・研究・検討・議論を進め次回改選時の議員定数の結論を得ることができました。報酬については、物価高騰の観点から他市町の動向を見直す傾向がある中、当市でも令和8年度には、特別職等報酬審議会の開催が見込まれることも踏まえ、今後の協議課題とし、最終報告をいたします。

1. あり方検討委員会メンバー

	氏 名	会 派 名
1	委員長 浅田 基行	未 来 す そ の
2	副委員長 小林 浩文	真 政 会
3	小林 俊	か が や き
4	佐野 利安	公 明 党
5	井出 悟⇒賀 茂博美 (R6.10月~)	未 来 す そ の
6	勝 又 利 裕	真 政 会
7	大 橋 勝 彦	未 来 す そ の
8	則 武 優 貴	も の の ふ

2. 会議の経緯

	日 程	議 題 (内 容)
第1回	令和5年 6月12日 (月)	正・副委員長の選出
第2回	令和5年 6月21日 (水)	委員会の進め方
第3回	令和5年 7月14日 (金)	現状とあるべき姿 (市民目線・議会(議員)目線)
第4回	令和5年 8月 2日 (水)	議会のあり方の整理、常任委員会の

		あり方、ICT
第5回	令和5年 8月 25日 (金)	全体スケジュール、基本条例の検証
第1回報告	令和5年 10月 2日 (月)	経過報告
第6回	令和5年 10月 4日 (水)	議会基本条例をありたい姿として、現状と課題とギャップ (第2条～4条)
第7回	令和5年 10月 16日 (月)	議会基本条例をありたい姿として、現状と課題とギャップ (第5条～7条)
第8回	令和5年 11月 16日 (木)	議会基本条例をありたい姿として、現状と課題とギャップ (第8条～13条)
第9回	令和5年 12月 6日 (水)	議会基本条例をありたい姿として、現状と課題とギャップ (第14条～18条)
第10回	令和5年 12月 18日 (月)	議会基本条例をありたい姿として、現状と課題とギャップ (第18条～25条)
第11回	令和6年 1月 17日 (水)	議会基本条例をありたい姿として、対策、どう進めるか (第4条、6条)
第12回	令和6年 1月 26日 (金)	常任委員会政策策定サイクル (案) 作成
第2回報告	令和6年 2月 7日 (水)	経過報告 (議員協議会にて)
第13回	令和6年 2月 8日 (木)	議会基本条例をありたい姿として、対策、どう進めるか (第14条、7条、10条、11条)
第14回	令和6年 3月 21日 (木)	2月定例会振り返り (追加議案) 定数等に関する審議会条例 (案)
第15回	令和6年 4月 12日 (金)	第三者委員会設置に向けての協議
第16回	令和6年 4月 19日 (金)	定数・報酬
第17回	令和6年 5月 16日 (木)	定数・報酬 (裾野市議会定数削減の流れ)
第18回	令和6年 5月 29日 (水)	定数・報酬 (他県の事例)
第19回	令和6年 6月 6日 (木)	あり方検討委員会スケジュール作成 (定数・報酬)
第3回報告	令和6年 6月 21日 (金)	経過報告
第20回	令和6年 7月 2日 (火)	議会基本条例をありたい姿として、対策、どう進めるか (第12条)
第21回	令和6年 7月 18日 (木)	議会基本条例をありたい姿として、対策、どう進めるか (第13条、14条、17条、6条、15条、18条)

第22回	令和6年 7月22日(月)	議会基本条例をありたい姿として、対策、どう進めるか(第9条、条、19条、22条、18条、3条、8条、5条、6条、16条、20条、21条、23条)
第23回	令和6年 8月22日(月)	中間報告まとめ、今後のスケジュール協議

中間報告	令和6年 9月30日(月)	これまで活動した中間報告
第24回 (委員会)	令和6年 10月4日(金)	前半の振返りと今後の進め方 定数について議論していく
第25回 (委員会)	令和6年 10月21日(月)	10月29日の議員協議会で全議員にアンケートの実施依頼(11/7締め切り)
第26回 (委員会)	令和6年 11月13日(水)	特別報酬等審議会について人事課とヒヤリングした結果、第3者委員会の開催は開かず、議会活動、議員活動の情報提供していく。定数の全体会を行う実施計画の作成
第27回 (委員会)	令和6年 11月18日(水)	全議員のアンケート結果(19人:10名 18人:6名 16人:3名)を受けての議論と今後の全体会をどう進めるか11/20の議員協議会で全員に説明
第28回 (全体会)	令和6年 12月23日(月)	議員アンケートに対する各議員から説明とお互いに確認し合う
第29回 (委員会)	令和7年1月 8日(水)	12月23日の全体会の振返り、次回の進め方(グループワークの実施)
第30回 (全体会)	令和7年1月 20日(月)	グループワーク(19人、18人、16人)で議論
第31回 (委員会)	令和7年1月27日(月)	1月20日の振返り、次回の進め方
第32回 (全体会)	令和7年2月7日(金)	1.グループワーク討議内容の質疑・確認 2. 議員定数に対する市民意見の反映するための方法について
第33回 (委員会)	令和7年2月7日(金)	全体会の振返りと今後の進め方
第34回 (委員会)	令和7年2月12日(水)	定数の削減してきた評価と議会活動の評価する必要があり、項目整理を実施
第35回 (全体会)	令和7年3月12日(水)	市民アンケート、意見交換など市民へどう伝えるか、見せ方について提案を募集

第36回 (委員会)	令和7年3月18日(火)	今後進め方(スケジュール作成)
第37回 (委員会)	令和7年4月1日(火)	他市町の検討状況の研究、今後の進め方、議員からの意見徴収書式作成
第38回 (全体会)	令和7年4月9日(水)	資料の作成状況、見せ方についての議論
第39回 (全体会)	令和7年4月14日(月)	資料(たたき台)説明後、①議会活動の評価②グラフの議会評価③議会機能の評価④委員会審査体制の評価の議論
第40回 (委員会)	令和7年4月23日(水)	アンケート「議員定数に対する意見聴取のお願い」の作成
第41回 (全体会)	令和7年5月12日(月)	前回の振返り、グラフ、議会評価、アンケート、政務活動の調査、市民意見の反映など議論、議員活動も知らせる
第42回 (委員会)	令和7年5月19日(月)	議員定数の変更と見せ方、評価の資料作成。前回の振返り、資料の精度を上げる作業
第43回 (全体会)	令和7年5月28日(水)	資料の変更点の説明後、資料の変更、不足、漏れの指摘を頂き精度を上げる作業など、アンケートを実施するかどうかの議論し、行うことで決定!
第44回 (委員会)	令和7年5月29日(木)	全体会の振返りと今後の進め方
第45回 (全体会)	令和7年6月25日(水)	アンケート資料の誤字・脱字などの指摘をいただき、最終版とし、7月5日～7月25日まで各議員で市民へ説明した上でアンケートしていただく
第46回 (委員会)	令和7年7月2日(水)	アンケート回収後の進め方を議論
第47回 (委員会)	令和7年8月4日(月)	アンケート結果の公表方法と時期、今後の全体会の進め方
第48回 (全体会)	令和7年8月21日(木)	アンケート結果報告・承認、議員定数の今後について報告
第49回 (全体会)	令和7年8月28日(木)	アンケート結果を受けて各議員から感想・意見など報告
第50回	令和7年9月10日(木)	今後の進め方、(10/1と23の2回で結論

(委員会)		出る方向で進める)
第51回 (全体会)	令和7年10月1日(水)	議員定数について、各議員から改めて考えを報告していただく、最終23日で理由づけができるよう各議員に報告していただき、結論づける
第52回 (委員会)	令和7年10月8日(水)	議員定数による議会の体制・影響・効果・課題等について議論し、テーマごとに議論(①議会運営、2元代表制、3市民アンケートを踏まえて)最終的に定数を決定できるよう意見を出し合う
第53回 (全体会)	令和7年10月23日(月)	テーマごとに議論を尽くしたが、全会一致とならず、多数決の結果：現状維持11人、減らす8人となり、次回(2026年改選)は現状維持の議員定数で決定した。
最終報告	令和7年12月11日(木)	活動した結果の最終報告を実施

3. 「1.政策形成の整備」「3.その他議会改革に付随する課題」検討内容(まとめ)

議会(議員)としてのあるべき姿、また、市民目線でどうあるべきか、議会基本条例をもとに現状と課題を洗いだし、対策案をまとめました。なお、(詳細は、別紙「あり方検討委員会別紙資料①の**対策一覧**を参照)

①議会運営

条 例	項 目(キーワード)	課 題	対策(案)
第2条	(議会の活動原則) 市長又は執行機関の事務の執行について、適正な市政運営がされているか、監視、評価等を行うこと	「守秘義務」で全てを包括し、 議会と議選監査委員との連携、監査情報・議会情報の共有に課題 がある	議員協議会など非公開で行うなどにより、 議会と議選監査委員と、監査情報・議会情報を共有する場を設ける 【整備】
		議選の監査委員選出は市長提案人事となっており、 議会の監視機能としての機能発揮に課題	議選監査委員との情報共有を行う必要がある 【整備】
	(議案審議における論点情報の形成)	必要性、総合計画における位置付け、財源措置等	論点整理をするための事前勉強会が必要であ

第 12 条	議案審議における論点情報を形成し、必要性、総合計画における位置付け、財源措置等について明らかにするよう求めるものとする。	の条件など、論点情報による議案審議が十分出来ている状況ではない。	る。【整備】
		予算審査時の執行部提案資料が、基本条例で定める「必要性、総合計画における位置付け、財源措置」が整っている状況ではない	予算提案資料には、基本条例で定める「必要性、総合計画における位置付け、財源措置」の情報は必ず整備する。「等」については必要な事項等があるか議会として明らかにする必要がある。 【整備】
		予算審査時の執行部説明が、基本条例で定める「必要性、総合計画における位置付け、財源措置」を明らかにする説明とはなっていない	執行部の説明には、「必要性、総合計画における位置付け、財源措置」を必ず盛り込む必要がある。【整備】
第 14 条	<p>(議会の合意形成)</p> <p>議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を中心に運営しなければならない。</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会において議案等の結論を出す場合、議員間の議論を尽くして合意形成に努める</p>	委員会の賛否が分かれる時や、一部修正する時など、全会一致を目指すための合意形成に務めるための、自由な討論が必要であるが、自由な討論をする仕組みにはなっていない	議案に対する自由討論のやり方などを検討する必要がある【整備】
		政策討論会の規定が複雑によって各論の議論ができなくなっている。本来やるべき自由闊達な政策討論や議論ができなくなっている	実施要綱を見直す必要がある【改革】
		政策討論会の実施要綱が、第 7 条、第 14 条の規定を実現し難い運用方	

		法になっている。(使い勝手が悪い。見えない縛り)	
第 15 条	(政策討論会) 市政に関する重要な政策及び課題に対し、必要に応じて政策討論会を開催する	市政に関する重要な課題をタイムリーにテーマアップ出来ていない (第 14 条と関連)	リアルタイムの課題をテーマアップし、政策討論ができるに対応できる仕組みにする必要がある (第 14 条と関連) 【改革】

②開かれた議会 (情報発信)

第 7 条	(議会と市民との関係) 議会は、市民に対してその有する情報を積極的に発信し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない	議会基本条例で定める「有する情報」「積極的に発信」について、議論が行なわれていない (地方自治法で定める「議事録、会議の傍聴」の範囲であれば、基本条例で規定する必要はない)	議会の「有する情報」「積極的に発信」について議論し規定する必要がある 【改革】
第 7 条		賛否が分かれたときの、議員の賛否については、議会だよりで慣行的に行われているが、方法などについての規定は無し (※第 9 条(2)で議会だよりなどと規定はあるが、改選期 9 月定例会の議会だよりは編集作業がないため、賛否が広報されない)	議員の賛否の公開の規定をする必要がある 【整備】
	議会は、本会議、常任委員会、特別委員会及び全員協議会を原則公開とする。	地方自治法で定める「議事録、会議の傍聴」の範囲であれば、あえて基本条例で規定する必要はない	議事録および会議の傍聴以外での公開について議論、検討の必要がある 【整備】
		「議会の視点での十分な	「議会の視点」「十分

第9条	(議会広報の充実) 議会は、市政に係わる情報を、議会の視点で、市民に対して十分な情報公開を行うものとする	情報公開」について、議会の考え方は無い（広報広聴にお任せ）	な情報公開」について議会としての基本的な考え方を定める必要がある【改革】
	(議会広報の充実) 議案に対する各議員の意思表示、情報提供に努める	議会に対し興味のない人に、いかに議会の活動を知っていただけるよう届けるかについて、議会としての議論が高まっていない	議会だより以外で別の手法を使った広報活動（広報無線、YouTube、Facebook、Instagram）など、を考える必要がある。 【改革】？
	(議会広報の充実) 議案に対する各議員の意思表示、情報提供に努める	議会だよりで公表しているが、公式ウェブサイトでは可決否決のみで、意思表示の公表ができていない※第7条と関連	情報提供の方法について議論する必要がある※第7条と関連して考える必要がある 【整備】

③議会への市民参加のあり方（意見交換）

第3条	(議決責任) 議案等の議決結果を市民に対して説明する責務	逐条解説に定める「市民に対し、議決内容の審議過程や結果を市民に明らかにすることを定めている」に対し、「審議過程」を伝えるという部分について、議会で定義がされていない	委員会での審査過程の情報公開を検討する必要がある ※第7条、第9条と関連する。【整備】
		賛否の討論が広報誌では紙面の都合上、十分に掲載することができていない。	一般質問と同様、動画での配信項目にするなど、市民への届け方を検討する必要がある。 【整備】
第7条	(議会と市民との関係) 市民との意見交換の場を多様に設け、政策提案の	市民の声を吸い上げ、政策形成が十分に実現出来ているとは言えない	意見交換会における広聴機能を強化させる必要がある。【改革】 ※第8条に関連する。 より広く市民の声を吸

	拡大を図る		い上げるため、 議会版デジタル目安箱 などを検討する必要がある 【改革】
第8条	(意見交換会) 議員及び市民が自由に情報、意見等を交換する意見交換会を行う	地域別意見交換のテーマ設定が脆弱になっており、顔合わせで終わってしまっている。	議会の視点で意見交換の場を設置していく必要がある【改革】 市民との意見交換会を実施する前に、 議会で事前に政策討論 を実施する必要がある 【改革】
		市政の諸課題について投げかけが出来ていない。 (学校統廃合や給食センター、一般廃棄物など)	市民との意見交換会を実施する前に、 議会で事前に政策討論 を実施する必要がある 【改革】
			情報の提供方法を考える必要がある。 【改革】

④その他

第2回で報告しました、第6条 議員の活動原則、第14条 議会の合意形成にある議員間の自由討議については、常任委員会による政策提案サイクル(案)をもとにすでに動き始めている。

報告していない、第5条 会派の結成ができる、第6条 議員の活動原則、第16条 議員研修の充実強化、第20条 議員の政治倫理などは、別紙あり方検討委員会別紙資料①の対策一覧の資料を参照ください。

4. 「議員定数」検討内容(まとめ)

(1) 議員間で定数の議論

全議員で定数のあり方について、議論を行い、全議員でアンケートを実施した結果、現状維持(19人)が10名、1名減(18人)が6名、3名減(16人)が3名グループワークや全体会で議論を重ねるも決めることができず。

(2) 市民アンケート

市議会基本条例の 21 条に「議員定数の改正に当たっては、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を決定するものとする」とあることから、市民の意向の把握方法を議論した結果、市民アンケートを実施した。

(3) 議会活動、議員活動、議員定数の調査

これまでの活動に対し、見える化が不十分であったため、市民に対し説明できるよう、当委員会で以下の内容についてまとめました。

①議会組織や議会改革の取り組み、②全議会時間の推移、③過去から議会審議の状況、④議会報告会や意見交換会の実施状況、⑤政策討論会の状況、⑥議員の活動 ⑦投票率と立候補者数の推移、⑧議員定数にまつわる調査、⑨議員間討論での意見にまとめ、市民へわかりやすく説明できる資料を作成し、各議員が市民に説明しながらアンケートを実施した。

詳細は、別紙の「裾野市議会の議会活動及び議員定数に対する意見聴取のお願い」資料を参照ください。

(4) アンケート結果（定数にまつわる部分）

市民回答者数：519人、

属性：男性313人、女性132人、未回答74人

議員定数19人を知っているか：知っていた269人、知らなかった250人

議員定数19人どう思うか：増やした方が良い24人、現状維持193人、
減らした方が良い188人、わからない114人

議員定数は何人が適当か：15人が40人、16人が36人、17人が31人、
18人が26人、その他36人

(5) 市民の意見

○増やした方が良い

- ・できれば増やしたほうが、いろんな立場の人からの意見を検討することができてよい。
- ・意見を聞いていただける場所が増えるのであれば、議員数も増やして良いと思う。聞いてもらえることで、議員の方が何をしているかの理解にもつながると思うので、人数は増やしても良いと思う。
- ・チェック機能の向上効果、市民の声の代弁者は多いほうが良いから。など計21件

○現状維持が良い

- ・他の市と比較して妥当な人数だと思う。

- ・今までこの人数で困らなかったから。
- ・実際に議員を務めている方が良ければそれでよいのでは。など計 50 件

○減らした方良い

- ・本当にしっかり仕事してくれる人が増えると思う。
- ・市民の人数が減ったので。
- ・議員 1 人の負担が増えるから。など計 98 件 の意見をいただいた。

詳細は、「議員活動と定数のアンケート」集計結果を参照ください。

(6) 議員定数の結果

議員間での議論、市民アンケートの結果など踏まえ、定数の議論を重ねてきたが、全会一致でまとまることができず、最終的に多数決で決める形となった。

多数決の結果： 現状維持 11 人 減らした方が良い 8 人

次回改選時（令和 8 年 9 月末予定）では、現状維持（19 人）とする。

5. 「議員報酬」について

来年度に実施予定していた、第三者委員会の設置をしないこととした。

【理由】来年度に報酬審議会の開催が見込まれること、物価高騰や給与水準の向上などの社会経済情勢から、相対的な減額状態にある報酬については、見直しの議論を行う環境にある。また、来年度では、全国的に報酬審議会が行われる予測もあり、情報収集で連携を図りたい（人事課）。議会としても必要な情報収集は継続して行っていく。

6. まとめ

令和 5 年 6 月 12 日から始まった、あり方検討委員会ですが、議会の組織、運営等に関する「1. 政策形成の整備」「2. 定数・報酬等のあり方」「3. その他議会改革に付随する課題」の項目について委員 8 名を中心に計 53 回の会議を開いてきました。

「1. 政策形成の整備」と「3. その他議会改革に付随する課題」では、議会運営委員会を中心に、情報発信等では、広報広聴委員会を中心に活動していただいています。また、今回、「2. 定数・報酬等のあり方」の定数については、現状維持という結果となりましたが、目まぐるしく変化する社会情勢や人口減少など踏まえ次の 4 年間でも継続して検討していく必要があるが、今回のあり方委員会としては、一旦、活動を終了させていただきます。

以上